

ロッカー・サービスとDMCAのセーフハーバー
—MP3tunes事件正式事実審理省略判決が
示唆するもの—

奥 邦 弘 司

1 はじめに

現在、社会の様々な分野でクラウド・コンピューティングの利用が進んでいる。音楽や映画などのエンターテインメントの分野もその例外ではない。

エンターテインメント分野におけるクラウド・サービスの目下の売り文句は、いつでも、どこでも、どんな端末からでも、コンテンツを楽しめる点である。これは、データをサーバに預けて共有する、というクラウド・コンピューティングの特徴を活用したものといえる。例えば、これまで、ユーザーの手持ちのCDに収録されている楽曲を、パソコンやポータブルオーディオで聞くためには、自分でリッピング¹してデータを移すしかなかった。それが面倒であれば、パソコンなど用の電子配信で改めて購入し直す必要があった。また、電子配信で入手したコンテンツも、多くの場合は厳格なDRM（Digital Rights Management）に守られ、ダウンロードした端末以外では、再生視聴が不可能な場合が少なくなかったため、別の端末で再生視聴するには、コンテンツを再度購入しなければならなかつた。しかしながら、クラウドはこれらの面倒や不便を取り去ってくれる。なぜなら、インターネットに接続可能さえあれば、ユーザーはいつでも、どこでも、どんな端末からでもお気に入りの音楽や映像を楽しむことができるから

¹ CDなどに記録されているコンテンツのデータを抽出して別のメディアで利用可能とする行為を指す。

である。

エンターテインメント分野のクラウドサービスの中でも、Apple や Amazon、そして Google が手がけたことで、注目が集まつたのが、いわゆるロッカー・サービスである。ロッカー・サービスのユーザは、音楽や映像のデータをクラウド上の自分専用の（仮想）ロッカーに預けることで、ロッカーに預けた音楽や映像を、いつでも、どこでも、どんな端末からでも視聴・再生することができる²。

ここで、読者の多くは、我が国の MYUTA 事件判決³を想起したのではないだろうか。事実、同事件で問題となったサービスは、ロッカー・サービスの先駆けといえるものであった。しかし、東京地裁は同事件において、

² ロッカー・サービスは大きく 2 つに分けることができる。まず、ユーザが手持ちのデータを預け、データを預けたユーザのみが、そのデータにアクセスできることを前提とする、パーソナル型とでも呼ぶべきタイプのサービスである。一方、データを預けたユーザ以外の第三者多数がデータにアクセスすることを前提とする共有型とでも呼ぶべきサービスもある。本稿で扱うのは、パーソナル型のロッカー・サービスである。（なお、パーソナル型のロッカー・サービスにおいても、ロッカーにアクセスするためのパスワードなどを、ユーザが他者と共有すると、実質的には共有型と同じになる。ただ、ロッカー・サービスの提供者が積極的にそういう使用方法を呼びかけるなどしない限り、サービス提供者はあざかり知らないことである。注56) 参照。）

エンターテインメント分野のクラウド・サービスの中には、サービス提供者がユーザに提供するコンテンツをクラウドに預け、いつでも、どこでも、どんな端末からでも視聴・再生することができるようになるサービスがある。このようなサービスは、一見するとロッカー・サービスに似ているが、預けられる対象が、サービス提供者によって提供されるものか、ユーザの手持ちのものか、という点で相違する。クラウド・サービス提供者が提供するコンテンツをロッカーに預けるタイプのサービスの場合、サービス提供者は、そのような利用を前提として権利処理を終えたコンテンツを提供しているはずであり、権利処理が適切になされている限りにおいて、著作権法上の問題は生じない。一種の配信サービスといっても良いだろう。本稿では、このような一種の配信サービスは検討の対象とせず、前記のパーソナル型のロッカー・サービスのみを対象として検討を行う。

³ 東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁。MYUTA 事件判決については、拙稿「判批」SOFTIC LAW NEWS 108号（2007）1頁以降（ただし会員誌）参照。

サービス提供者に著作権侵害責任を認め、サービスは正式にはスタートすることなく終了してしまった⁴。もっとも、同事件判決の影響はそこに留まるものではない。すなわち、同事件判決の存在が、我が国における、ロッカー・サービスのビジネス化にとって、大きな萎縮効果を生み出しているとの指摘は少なくない。

では、米国においてはどうなのか。クラウド革命の発祥地であると共に、映画業界や音楽業界などの有力コンテンツ産業を抱える米国において、ロッカー・サービスの提供者は著作権問題と無縁でいられるのか。それともそうではないのか。

本稿の目的は、ロッカー・サービス提供者の著作権侵害責任について判断した米国の裁判例を検討するとともに、ロッカー・サービスが米国著作権法上どのように評価されるのかについて、同判決の示唆するところを明らかにすることにある。

2 MP3tunes.com 事件

ロッカー・サービスに関する裁判例として注目を集めたのは、MP3tunes.com という日本ではあまり知られていないサービスに関するものであった⁵。

2-1 サービスの概要

2-1-1 ユーザから見たサービスの概要

MP3tunes 社は、MP3tunes.com と Sideload.com の 2 つのサイトを運営して

⁴ 判決によれば、サービスを試験提供した時点で、後に被告となる権利者からクレームがあり、一旦サービスを停止した後に、事業者は著作権侵害に基づく差止請求権の不存在確認訴訟を提起したことである。東京地裁判決はそのまま確定し、その後サービスは再開されなかったため、結局サービスは正式提供されることなく終了した。

⁵ MP3tunes.com 事件については、拙稿「米国における関連事例の紹介—一番組リモート録画サービスとロッカーサービスの場合」ジュリスト1423号（2011）25～26頁において、判決前の状況を紹介した。

いる。

MP3tunes.comはロッカー・サービスを提供するwebサイトであり、ユーザは同サイト上の自分専用の記録領域に、音楽ファイルをインターネット経由でアップロードすることができる。アップロードされた音楽は、各種パソコンやスマートフォンからアクセスして再生可能となる。また、同期機能を利用することで、楽曲をダウンロードすることも可能である。

ロッカーにアップロードされる音楽ファイルは大別すると2種類になる。ひとつは、ユーザのパソコンのハードディスクに記録されているものであり、今ひとつは、インターネット上に公開されている音楽ファイルである。前者の種類のファイルについてユーザは、任意の音楽ファイルを手動でアップロードすることもできるし、MP3tunes社が提供するソフトウェア⁶の同期機能を利用して、特定のアルバムや歌手に関する音楽ファイルのみをアップロードしたり、ハードディスク上の全ての音楽ファイルをアップロードしたりすることもできる。後者の種類のファイルについても、通常は、ユーザが音楽ファイルを公開しているwebサイトを訪れて、ファイルを手動でダウンロードして自身のパソコンのハードディスクに記録した上で、それをロッカーにアップロードすることになるから、結局は前者のファイルと異なるところはない。ただ、MP3tunes.comサイトの所定の入力欄に音楽ファイルが公開されているwebサイトのアドレスを入力したり、MP3tunes社が提供するソフトの機能を利用したりすると、前述のようなプロセスを経ることなく、webサイト上のファイルを直接ユーザのロッカーに保存してくれる仕組みとなっている（この仕組みは、webロードと呼ばれる）。なお、MP3tunes社の提供するロッカー・サービスは、電子メールアドレスとパスワードを登録するだけで無料で利用できるが、月額会費を支払ってプレミアム会員になると、ロッカーの記録容量が増大するなどの特典がある。

MP3tunes社が運営する今ひとつのサイト、Sideload.comは、一種のリンク集のようなものであり、インターネット上で、無料で楽曲を公開しているwebサイトへのリンクが掲載されている。Sideload.comの検索機能を利用して、ユーザは、自身の望む音楽ファイルが、インターネット上のどのサイ

⁶ ブラウザのプラグインの形式で提供されている。

トで公開されているのかを探し出すことができる。リストをクリックすると、音楽ファイルの再生やダウンロードが可能で、かつ、当該サイトへ移動するリンクを掲載したページが表示される。また、ユーザがMP3tunes.comにサインインした状態でSideload.comを利用すると、リストの横のアイコンを押すだけで、リンク先で公開されている音楽ファイルを前述のwebロードによって、ユーザ自身のロッカーに直接保存することが可能となっている（この機能はサイド・ロードと呼ばれている）。なお、MP3tunes社のシステムでは、ユーザがどのサイトからどのようなファイルをサイド・ロードしたのかについての記録（ログ）を残す仕組みになっていた。

2-1-2 CAS技術の概要

以上が、ユーザの側から見たMP3tunes社のサービスの概要である。ところで、同社のシステムの舞台裏には興味深い仕組みが存在した。それは、ファイルの記録方法であった。

同社のロッカー・サービスは、音楽ファイルの保存を前提としたものであつたが、ユーザがロッカーに保存するもの多くは、CDとして市販されていたり、電子配信されてたりする、有名アーティストが歌った楽曲のファイルであろう。そして、それらのファイルは往々にして、同一のものとなる。例えば、ユーザAが、レディー・ガガの曲“ボーン・ディス・ウェイ”をCDから抽出して音楽ファイルとし、それをロッカーに保存する場合を考えてみよう。当然のことであるが、レディー・ガガのファンは、MP3tunes社のユーザの中にも数多くいよう。すると、ユーザA以外にも、ガガのファンである、ユーザBもCも、さらにもっと多くのユーザが、同じ曲をCDから抽出して、自身のロッカーに保存するだろう。先述のように、ロッカーは各ユーザ専用であるから、ロッカー毎に同じ曲が保存されていることになる。これをMP3tunes社の視点から見るとどうなるか。ロッカー、イコール、サーバのハードディスク上の領域であるから、結果サーバのハードディスク全体としては、全く同じファイルが、そこそこに、複数存在することを意味する⁷。考えてみればこれは、ハードディスク資

⁷ 本文では説明を単純化しているが、厳密にいえば、同一の楽曲を抽出したデータは、当然のように全く同一のものとなるわけではない。楽曲のどの部分を抽出した

源の無駄遣いである。では、効率的にするためににはどうすれば良いか。この点、MP3tunes社は、CAS (Content Addressed Storage) という技術⁸によって、同社のサーバのハードディスク上、同一のファイルはひとつしか記録されないようにして対応したとされる。例えば、ユーザAが、先述のガガの曲“ボーン・ディス・ウェイ”を自身のロッカーに保存した後に、ユーザBが同一の曲を自身のロッカーに保存したとしても、サーバのハードディスク上には、ひとつしか記録されないのである。これは——極めて単純化して説明すると——ロッカーへの保存を、論理的なものと物理的なものに分解することで実現されている。すなわち、ユーザAが、“ボーン・ディス・ウェイ”的ファイルをロッカーに保存しようとした際に、それが、未だサーバのハードディスク上に保存されたことのないものであった場合には、“ボーン・ディス・ウェイ”的ファイルが、サーバのハードディスクに物理的に記録されることになる。そして、当該ファイルをハードディスクから呼び出すための、一意なIDが、ユーザAのロッカーに記録される。(したがって、ユーザAのロッカーは、実際には、各ファイルのIDを記録しているだけの、いわば論理的な存在ということになる。) この後、ユーザBが、“ボーン・ディス・ウェイ”を自身のロッカーに保存しようとした場合、システムは、それが既にハードディスク上に記録されているファイルと同一のものであることを検知して、ハードディスクへの物理的な記録は行わず、“ボーン・ディス・ウェイ”的IDのみをユーザBのロッカーに保存する。つまり、ユーザAのロッカーにも、ユーザBのロッカーにも、“ボーン・ディス・ウェイ”的同じIDが保存されていることになる。後に、ユーザAまたはBが、“ボーン・ディス・ウェイ”を再生したり、ダウンロードしたりしようとして、自身のロッカーを操作した場合、システムは、前述のIDを手がかりにして、ハードディスク上の物理的な記録を探し出し、ファイルの再生などを行うことになるのである⁹。以上がCAS

か、どの程度の音質やデータ容量になるように抽出したか、などによって、同一の楽曲でも、異なったデータとなる。

⁸ 摘稿・前掲注5)28頁では、deduplication技術として紹介している。

⁹ 本文では説明を単純化しているが、厳密にいえば、ファイル単位ではなくて、一定のデータの集まり(ブロック)単位で処理されている。先述のように、同一の楽

技術の概略であるが、誤解を避けるために敢えて付言すると、ここまで説明してきた一連の流れは全てシステムの舞台裏の話しであって、ユーザは一切あざかり知らないことである。そのため、ユーザにとっては、自身のロッカーに、物理的にファイルが保存されているようにしか見えないのである。ではなぜCAS技術についてこのように詳しく取り上げたかといえば、後に見るように、この技術をどう理解するかが、争点に関する判断に影響を与えることになるからである。

2-2 訴訟の経緯

原告は、EMIをはじめとするレコード会社および音楽出版社の計15社(以下、まとめてX)であり、被告は、MP3tunes社(以下、Y1)およびその創業者であってCEOであるMichael Robertson氏(以下、Y2)である。

EMIの北米子会社(訴外)は、自社の楽曲350曲とそれを侵害したと考えるwebサイトのアドレスを特定した削除通知(以下、本件特定通知)と、EMIのアーティスト名の一覧表および具体的に特定されていなくても同社の著作物を全て削除することを求めた通知(以下、本件非特定通知)とを、Y1に対して送付した。Y1は、本件特定通知中で特定されたwebサイトへのリンクについては、Sideload.comより削除したが、ユーザが、当該リンク先からサイド・ロード機能によって自身のロッカーに保存した音楽ファイルについては、削除しなかった。なお、Y1は、EMIの北米子会社に対して、侵害物に対するリンクの特定を要請したが、子会社は本件非特定通知で十分と返答した。その後も上記同様のやりとりがあった。

その後、Xは、Y1およびY2を、音楽および録音物に関する著作権侵害などで訴えた。

曲をデータ化しても、全く同一のファイルとなる可能性は少ない。したがって、ファイル単位で、CAS技術を適用しても、効率化の効果は限定的なものとなる。そこで、ファイルをいくつかのブロックに分割し、ブロック単位で、CAS技術を適用することで、効率化を図っている。

2-3 判旨¹⁰

2-3-1 DMCAセーフハーバの適用可能性

Xは、Y1が(1)反復的侵害者対処ポリシーを合理的に実践していないこと、(2)本件特定通知中に特定されたファイルを迅速に削除していないこと、(3)侵害が蔓延していることについての危険信号を無視したこと、(4)侵害行為を監督しかつ利益を得ていること、をあげて、Y1はDMCA(Digital Millennium Copyright Act)のセーフハーバによる保護を受けないと主張した。

一方、Y1は(1)反復的侵害者対処ポリシーを実践しており、かつ、侵害を探知し防止するための業界標準の手続きを妨害していないこと、(2)適切に通知された侵害は迅速に削除していること、(3)特定された被疑侵害について、現実の認識も、擬制的認識も有しないこと、(4)侵害行為を管理せず利益も得ていないこと、をあげて、自身は、DMCAのセーフハーバによる保護を受ける旨を主張した。

(1) 反復的侵害者対処ポリシーの合理的実践

裁判所は、サービス・プロバイダが、512(i)(1)条にしたがって反復的侵害者対処ポリシーを合理的に実践することは、「全てのセーフハーバの前提条件であり、かつ著作権者にとって安全装置である」とした上で、ポリシーの「合理的実践」とは、

「①削除通知に対応するシステムを有していること、②著作権者が通知を発する能力を害しないこと、③『適切な状況』下では、繰り返しましたは露骨に著作権を侵害するユーザを解約すること」[CCBill事件判決¹¹: 1109~1110頁参照]

をいうとし、512(i)条の目的は、著作権を甚だしく無視するユーザを默認するようなサービス・プロバイダについてセーフハーバの保護を否定することにあるから、

「ユーザの身元や行為について適切な記録を残さず、しつこくかつ甚だしく侵害をしているにもかかわらず、ユーザを解約しないような

¹⁰ Capitol Records, Inc. v. MP3tunes, LLC, 821 F. Supp. 2d 627 (S.D.N.Y. 2011)

¹¹ Perfect 10, Inc. v. CCBill, 488 F.3d 1102 (9th Cir. 2007)

サービス・プロバイダは、セーフハーバによる保護に不適格である。…一方で、サービス・プロバイダはユーザを監視する積極的な義務は負わない。」[CCBill事件判決: 1110~1111頁参照]

とした。

Xは、Y1がユーザの侵害行為を意図的に黙認し、本件特定通知中に特定された楽曲の複製物をサイド・ロードする数百のユーザに対して何らのアクションもとらなかったと主張した。これに対して裁判所は、サービス・プロバイダが解約しなければならない「露骨な侵害者」とは、無断でコンテンツをアップロードし、他者がそのコンテンツを視聴したりコピーしたりすることを可能とする者を指し、Y1のユーザのように、私的使用のためにロッカーにコンテンツをサイド・ロード(複製)し、自分がダウンロードしたものが、他人の著作権を侵害しているかどうかについて、確たることを知らない者とは異なる、とした。

また、裁判所は、Aimster事件判決¹² [詳細な反復的侵害者対処ポリシーを採用しながら、ユーザ間の通信を暗号化して侵害者の特定を不可能としていたサービス・プロバイダについて、ポリシーを実践しているとはいえない、と判断した] をあげた上で、Y1の場合はユーザのロッカーにサイド・ロードされた全ての楽曲について、いずれのwebサイトからサイド・ロードしたものかを記録していたことを指摘し、かつ、自分以外の他者にロッカーへのアクセスと複製を許していた153人のユーザを実際に解約していたことも指摘して、Y1が侵害行為を意図的に黙認していたとはいえないとした。

さらに裁判所は、Y1が、DMCAの削除通知に対応する手続きを有し、著作権者が通知を発する能力を害していないことも認めた。

以上より裁判所は「Y1がDMCAによる保護を受けるために満足すべき条件を満たしていることに、真正な争いは存在しない¹³」と判断した。

¹² In re Aimster Copyright Litig., 252 F. Supp. 2d 634 (N.D. Ill. 2002)

¹³ 本判決は、正式事実審理省略の申立に対する判断であるため、その基準は「事実に関する真正な争い」が存在するか否かとなる。もし、そのような争いが存在する場合は、正式事実審理省略判決は認められず、トライアルに進むことになる。

なお、セーフハーバ規定の適用と正式事実審理省略判決について、注35)も参照。

(2) 512(c)条および512(d)条の適用可能性

① 原則

裁判所は、

「512(c)条は、ユーザの指示でサービス・プロバイダのサーバ上に存在する素材 (material) に関するものであり、このセーフハーバは、潜在的にはY1のロッカー・サービスに適用され得る。512(d)条は、サーチエンジンのような、情報探索ツールに関するものであり、このセーフハーバは、潜在的には、Sideload.com のサービスに適用される。」

旨、判断した。

② 1972年2月15日より前に固定された録音物への適用

著作権法301(c)条は、「1972年2月15日より前に最初に固定された録音物については、コモンローまたは州法に基づくいかなる権利や救済も、2067年2月15日までは、本編によって無効化または制限されない。」と定めている。Xは、この規定によって、DMCAのセーフハーバは、1972年2月15日より前に固定された録音物には適用されない旨を主張した。

これに対して裁判所は、301(c)条は、1972年より前のコモンローまたは州法上の権利に連邦法が影響を与えないことを保証する点で、著作権法における先占の原則の例外であることを認めつつも、そのことで、1972年より前の録音物について、後に行われる規制の全てが禁じられるわけではない、とした。そして、仮に、Xのような解釈を行った場合、DMCAの目的は骨抜きにされてしまうと指摘した。なぜなら、1972年より前の録音物か否かは常に明らかとは限らない以上、法的不安定性をはらむことになり、結果、ユーザによる行為から生じる責任を、サービス・プロバイダに課すことになるからである¹⁴。

¹⁴ なお、この1972年より前の録音物にDMCAのセーフハーバが適用されるかという問題については、当初の2011年8月22日の判決では、簡単にしか触れられていなかった。しかし、10月25日付けでその点修正されて詳しくなり、現在に至っている。

なお、本判決後、Xは、この論点に関する本判決の結論は、著作権局の見解と矛盾するとして、中間控訴を裁判所に求めた。裁判所は、矛盾の存在を認めつつも、それ

③ 通知の適切性と迅速な削除の有無

裁判所は、

「適切なDMCA削除通知は、著作物を特定し——もし、ひとつのサイト上の複数の著作物が同一の通知に係る場合は、代表リストを提供する——かつ、侵害素材を探知するに十分な情報とともに侵害素材を特定しなければならない。通知は、著作物またはその代表リストを特定し、かつ侵害素材のwebアドレスを提供すれば十分である [Viacom事件地裁判決¹⁵ : 528~529頁参照]。しかしながら、単に、特定のアーティストの『楽曲全て』や、その他の漠然とした記述だけの通知の場合は、サービス・プロバイダが被疑侵害素材を探知することができないから、不適切である [UMG事件地裁判決¹⁶ : 1109~1110頁参照]。適切な通知があった後、サービス・プロバイダは、特定されたコンテンツを迅速に削除するために行動しなければならない。サービス・プロバイダは、当該通知に特定された特定の侵害素材をアクセス解除しなければならないが、通知に特定された著作物の著作権を侵害しているかもしれない他の素材を探したり、アクセス解除したりする必要はない [Viacom事件地裁判決 : 529頁参照]。」

は、本判決の結論を左右する重大な論点ではないとして、中間控訴を認めなかった。米国において、サービス・プロバイダに対する責任制限の基本則は、通信品位法230条に求めることができる。しかし同規定は、知的財産権には適用されない(230(e)(2)条)とされており、DMCAは、当該適用除外部分に関する特別ルールである [詳細は、拙稿・後掲注25)138~139頁参照]。したがって、制定の経緯に照らす限り、DMCAのセーフハーバ規定の適用範囲は狭いという解釈も十分あり得、その意味で、本論点は大変興味深いものである。ただ、1972年より前に録音されたものに限られる以上、影響は限定的であろう。したがって、本稿では、この論点について、分析の対象とはしない。

なお、蛇足ながら補足すると、録音物の著作権というのは、我が国でいうところのレコードに関連する著作隣接権に類するものであり(一般的にはレコード製作者や実演者が権利者となる)、それとは独立に作詞家・作曲家の著作権も存在する。

¹⁵ Viacom v. YouTube, 718 F. Supp. 2d 514 (S.D.N.Y. 2010)

¹⁶ UMG Recordings, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 665 F. Supp. 2d 1099 (C.D. Cal. 2009)

と述べた上で、本件特定通知に基づき、当該通知中に特定されたリンクからユーザのロッカーにサイド・ロードされた楽曲の全てを削除すべき、というXの主張と、Viacom事件地裁判決は通知中に特定されたリンクをSideload.comから削除することを求めるだけであり、またユーザのロッカーから私有財産を削除すると訴えられてしまう、というY1の主張について、以下のような判断を示した。

「Viacom事件地裁判決は、通知された特定の著作物以外の追加の侵害著作物を探知することを求めていないが、Y1は、どのユーザのロッカー〔に記録された〕かを追跡することが可能な特定された著作物を削除することを義務づけられる。Y1は個々のユーザのロッカーにサイド・ロードされた曲がどのwebアドレスからのものかの記録を保持しているので、Y1がユーザのロッカー中の侵害楽曲の複製物を探知するに十分な情報をXの通知は提供している。結果、Y1がしなければならないのは、ユーザのロッカーに関する情報のデータベースから、侵害webアドレスを検索することのみである。

Y1は、通知の射程を狭く解し過ぎである。Y1の解釈によれば、Xは、無許諾webサイトからロッカーへ楽曲を複製した全てのユーザを特定することを要求される。もちろん、Xはそのような負担を果たすことができない。なぜなら、煩わしいディスカバリーに取り組むことなく、そのようなユーザを特定する方法がないからだ。ゆえに、本件はViacom事件とは区別し得る。同事件の場合、ユーザは、YouTubeから自分の著作物を自由に検索でき、かつ侵害素材を特定できる。Y1のようなサービス・プロバイダが、ユーザに対して、インターネット上にアップされている著作物を検索し、それを自身の個人アカウントに保存可能とする場合、Y1がDMCAの保護を得るためにには、(1)保存された著作物が元あったサイトとそのwebアドレスを記録し、(2)著作権者が、その他の点ではDMCAに準拠した通知によって、元あったサイトを特定するならば削除することをしなければならない。

Y1は、ユーザのロッカーからコンテンツを削除する場合の潜在的な責任を強調する。Y1の利用規約は、ロッカー内の素材へのユーザのアクセスをブロックすることを認めている。さらにDMCA

512(g)条は、Y1に免責を与え、ユーザからの請求を処理する手続きを定めている。したがって、本件特定通知中に特定された無許諾webサイトからユーザのロッカーにサイド・ロードされ、ロッカー中に保存されている楽曲に関して、Y1がセーフハーバによる保護を受けられないことについて、真正な争いはない。」

一方で裁判所は、「Xの通知は、Y1が、通知されたwebサイトをSideload.comから削除し、それらのサイトからサイド・ロードされた楽曲の複製物を探し出して削除するために十分な情報しか提供しておらず、Xの著作物の全てどころか、追加の侵害素材の場所の特定さえしていない。適切な通知がなければ、ユーザのアカウント中の楽曲が無許諾複製物か否かを判断するために、Y1は煩わしい調査を行わなければならない。前述のように、DMCAはこのような負担をサービス・プロバイダに課していない。ゆえに、削除通知中に列挙されていないwebサイトからサイド・ロードされた楽曲について、Y1が〔削除していないことは〕 DMCAの要請に合致していることについて真正な争いは存在しない。」旨、説示した。

(3) 侵害についての現実の認識または危険信号の認識

512(c)(1)(A)条または512(d)(1)条の規定によれば、侵害について現実の認識を持っている場合、または、侵害を明白にする事実や状況に気づいている場合、サービス・プロバイダはセーフハーバ規定の保護を受けられない。この問題について、裁判所は上院報告書を引用して「合理的な人間にとって不法な意図が明白な海賊サイト…とは、典型的には『海賊版』、『密造版』、その他、侵害的な性格が『一般人がぱっと見ても明白な』スラングをURLやヘッダーに含んでいるようなもののことである」と述べた上で、「『現実の認識』や『事実や状況』は、特定の個別のものについての特定かつ同定された侵害についての認識を述べたものであり、侵害が横行していることについて一般的に知っているだけでは、サービス・プロバイダからセーフハーバによる保護を奪うには不十分である〔Viacom事件地裁判決：523頁参照〕。」と説示した。

その上で、裁判所は、①Y1の役員達自身が楽曲をサイド・ロードするために利用していたサイトは、前記のようなスラングは使っていなかったこと、②合理的な人間なら、利用しているサイトがXの楽曲を無許諾で配

布しているか否かは、一定の調査を行えば結論づけられるだろうが、DMCAはサービス・プロバイダに調査負担を負わせていないこと（言葉を換えれば、素材が侵害物かどうか判断するために調査が要求されるならば、それらの事実や状況は「危険信号」ではない〔CCBill事件判決：1114頁参照〕）、③EMIや第三者が、DMCAに準拠しない通知や著作物の一覧表を通知しても、それらでは侵害についての現実の認識にも危険信号の認識にもならないこと〔Viacom事件地裁判決：523頁など〕、を指摘して、「疑いもなく、Y1はある程度の侵害が生じていることについて気づいていたが、本件特定通知によって通知されたURL以外に、Sideload.com上の特定のリンクについて、特定の『危険信号』の認識を有していないことに関し、真正な争いは存在しない。」と結論づけた。

(4) 侵害行為の管理とそこからの利益

512(c)(1)(B)条または512(d)(2)条の規定によれば、サービス・プロバイダが侵害行為について管理する権限を有しており、かつ侵害行為から直接的な利益を得ている場合、サービス・プロバイダはセーフハーバの保護を受けることができない。

Y1が、侵害行為から直接的な利益を得ているか否かについて裁判所は、①Sideload.comはユーザーをMP3tunes.comに引きつける役割を果たし、有料ロッカーの売上げを増大させているが、Sideload.comには非侵害的な使用方法が存在すること、②Y1は、通知を受けければSideload.com上のリンクを速やかに削除し、かつファイルを他者と共有していることが明白なユーザーを解約しているため、侵害行為を促進しているとはいえないこと、③楽曲のサイド・ロード自体についてY1に費用を支払う必要はなく、Sideload.comを用いて侵害行為をするユーザーも、しないユーザーも、ロッカー・サービスについて支払う料金は変わらないため、侵害行為とY1の直接の利益との間の関係は薄いこと、を指摘した。

また、侵害行為の管理について裁判所は、「DMCAにおける『侵害行為の管理』とは、サービス・プロバイダのサイト上にアップロードされた素材を削除したりアクセスをブロックしたりできる能力以上のものを要求

する〔Io事件判決¹⁷：1151頁参照〕。」として、ユーザがどのサイトからどの楽曲をサイド・ロードしたかをチェックすることやそれらの楽曲やサイトをロッカーやSideload.comから削除することがY1にとって可能であるだけでは、DMCAにおける「侵害行為の管理」として十分ではないとした。

結果、裁判所は、Y1が直接的な金銭的利益を受けていないことについても、侵害行為を管理していないことについても、真正な争いはないと結論づけた。

(5) まとめ

以上を踏まえて裁判所は、「MP3tunes.com上に保存されたXの著作物とSideload.comにリンクされたXの著作物に関して、Y1はセーフハーバによる保護を求めることができる点に真正な争いはないが、本件特定通知で特定されたリンクからサイド・ロードされ、かつ、Y1がユーザーのロッカーから削除しなかった楽曲について、Y1は、セーフハーバによる保護に適格ではない。」と説示した。

2-3-2 著作権侵害の有無

Y1がセーフハーバによって保護される範囲が確定されたことを受けて、次に裁判所は、ユーザーの指示で保存された素材について、Y1が二次的責任を負うか否かの検討に進んだ。

(1) 寄与侵害責任

寄与侵害責任を含む「著作権侵害の二次的責任は、二次的侵害者が責任を負うべき第三者による直接侵害の証明に基づく。…基礎になる直接侵害を証明するために原告は、①有効な著作権の存在、および、②前記第三者による無許諾複製を証明しなければならない。さらに原告は、訴訟の前提として、著作権法411条に従った、米国著作権の仮登録または本登録を行ったことを示す必要がある。」

この点裁判所は、まず、登録の存在とそれがもたらす推定効を前提に、Xが有効な著作権を保有していることに真正な争いは存在しないと結論

¹⁷ Io Group, Inc. v. Veoh Networks, Inc., 586 F. Supp. 2d 1132 (N.D. Cal. 2008)

づけた。次に、無許諾複製の有無については、「Y1のユーザが、第三者の無許諾サイトから楽曲を不法に複製したことを、Xは証明した。特に、Xは、削除通知中に列挙された楽曲がユーザのロッカーにサイド・ロードされたことを示す書証を提出した。さらに、Xの役員達は、問題の楽曲について無料配布が許諾されたことはなく、削除通知中に列挙されたURLはXの楽曲を配布することについて、許諾されていない旨も証言した。」ことを指摘して、「Y1のユーザが、削除通知中に特定されたXの楽曲を、無許諾でサイド・ロードしたことによる争いは存在しない。」と結論づけ、基礎になる直接侵害は証明されたとした。

寄与侵害を立証するためには、①前記基礎となる直接侵害について知っていたかまたはるべき理由があったこと、および、②前記基礎となる直接侵害に対して実質的な貢献を行ったこと、の2点を証明しなければならないが、裁判所は、Xはこのいずれについても成功したと判断した。

まず、裁判所は「サイド・ロードされた権利侵害素材を無許諾で利用していることを、Y1が知っていたのは、明らかである。」とした。その理由として「Xは、特定の著作物数百について同定し、かつ、Sideload.com上に掲載された、それらの著作物を不法に配布するサイトへの特定のリンクを同定した3通の削除通知を送った。また、何千というY1のユーザが、それらの侵害リンクを訪れ、Xの著作物を自身のロッカーにサイド・ロードしたことを、Xは立証した。さらに、Y1がそれらの行為を記録していたことは争いがない。」ことをあげた。そして、

「Y1は、Sideload.comから侵害リンクを削除したが、ユーザが、自身のロッカーに保存したXの楽曲の侵害複製物に、制限なくアクセスすることを妨げはしなかった。ユーザが、Y1のサーバから、これらの侵害複製物を、ダウンロードするのも視聴するのも自由なままであった。」

とした上で、Xの著作物の侵害複製物をユーザが保存し、かつ、それにアクセスし続けていることについて、Y1が現実の認識を有していることに真正な争いはない、と結論づけた。

次に裁判所は、「実質的な貢献を見いだすためには、被疑侵害者が、主たる侵害に対して単に量的にかなりの貢献をする以上のものをしなければならない。すなわち、関与や寄与は、質的にもかなりなものでなければ

ならない」と述べた上で、侵害行為に対して「場所や設備」を提供すると実質的な貢献となる〔Fonovisa事件判決¹⁸: 264頁参照およびNapster事件判決¹⁹: 1022頁参照〕とし、インターネット・サービスのサーバが、専らユーザの侵害を手助けするものである場合、実質的な貢献となる〔Usenet事件判決²⁰: 155頁〕旨を説示した。そして「Y1のユーザは、Y1のサーバを、侵害著作物をダウンロードし、保存し、かつ再生するためにのみ利用していることは、記録が証明している。」と結論づけた。

なお、Y1は、自身のサーバには実質的な非侵害用途があるため、Usenet事件判決やNapster事件判決とは区別され得ると主張した。しかし、裁判所は、「製品に実質的な非侵害用途があるために被告が寄与侵害とならなかつたケースでは、被告は、基礎になる侵害者との間に継続的な関係を有しなかつた〔Sony事件判決²¹: 438頁参照〕」のであり、それは「被告が問題の特定の侵害を認識し、かつユーザとの間に継続的な関係を有している場合」とは異なり〔Usenet事件判決: 155頁参照〕、「本件では、Xの法的に保護された素材をユーザが不法にダウンロードしていることを知っていながら、それでもY1はユーザにロッカー・サービスを提供し続けていた。就中、Y1は、ユーザがサーバ上にそれらの著作物を保存すること、またそれらにアクセスすることを、許し続けている。」と指摘した。

以上を踏まえて、裁判所は、「Xによる削除通知中に列挙され、かつ、Y1がユーザのロッカーから削除しなかつた楽曲についての寄与侵害に関するXの正式事実審理省略判決の請求を認める」旨、判示した²²。

(2) 直接侵害責任

Xは、Y1の役員達が行ったXの楽曲のサイド・ロードに関して、Y1は雇用者として代位責任を負う旨の主張もしたが、職務上の行為ではないと

¹⁸ Fonovisa v. Cherry Auction, Inc., 76 F.3d 259 (9th Cir. 1996)

¹⁹ A&M Records v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)

²⁰ Arista Records LLC v. USENET.com, 633 F. Supp. 2d 124 (S.D.N.Y. 2009)

²¹ Sony Corp. of America v. Universal Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984)

²² なお、代位責任も問題とされていたが、裁判所は、寄与侵害責任が認められるため、代位責任については論じる必要がないとして検討しなかつた。

して、裁判所はXの主張を認めなかった。一方、個人として訴えられているY2（Y1の創業者にしてCEO）について、裁判所は、Y2自身が無許諾サイトから行ったサイド・ロードに関して、直接侵害を認めた。

Xは、Y1の記録システムは、Xの公の実演権を侵害するとも主張した。「なぜなら、Y1は、同一曲について異なる複製物をアップロードしたユーザに対して楽曲を再放送するために、『マスター・コピー』方式を採用していたからだ。」この主張の根拠として、Xは、第2巡回区控訴裁によるCablevision事件控訴裁判決²³に依拠した。同事件判決では、「ユーザによって録画された番組の再生に際して、マスター・コピーを使用していなかつたことを理由に、ケーブルテレビ会社は、デジタル複製および再生サービスに関して、テレビ局の公の実演権を侵害しないと判断された。」しかしながら裁判所は、本件の「記録によれば、ロッカーに保存された楽曲の保存や再生に関して、Y1は『マスター・コピー』を使用していない。代わりに、Y1はデジタルデータの冗長な部分を削除する標準的なデータ圧縮技術を使ったに過ぎない。重要なのは、システム上には、MP3tunes.comにアップロードされた各楽曲の正確なデジタル複製物が保存されているという点である。ゆえにY1のサーバ上には、Xの楽曲の『マスター・コピー』は保存されていない。」と説示して、Xの主張を退けた。

また裁判所は、マスター・コピー問題を横に置いても、Xの主張は正しくないとした。理由として、Cablevision事件判決における「被告であるケーブルテレビ局はインターネットサービス・プロバイダではなく、ゆえにDMCAのセーフハーバの保護対象ではない〔Cablevision事件控訴裁判決：138頁参照〕。対照的に、Y1のオンライン・ストレージ・システムは、ユーザの指示によって保存されたコンテンツを、自動的かつ受動的に再生するシステムを用いている。これこそまさに、DMCAのセーフハーバによってこれまで保護されてきたシステムである。」と指摘した。

2-3-3 結論

以上を踏まえた結論として、裁判所は次のように命じた。

「本件特定通知で通知されたが、ユーザのロッカーから削除されなか

²³ Cartoon Network, LP v. CSC Holdings, Inc., 536 F.3d 121 (2d Cir. 2008)

った楽曲に関して、Y1とY2による著作権の寄与侵害を主張する、Xの事実審理省略判決の申立を認める。また、Y2が、無許諾サイトから彼自身のためにサイド・ロードした楽曲について、Y2による直接侵害を主張する、Xの正式事実審理省略判決の申立を認める。その余のXの申立は全て退けられる。

DMCAのセーフハーバによる防御に基づく、Y1とY2の正式事実審理省略判決の申立は、本件特定通知で通知されながらユーザのロッカーから削除されなかつた楽曲に関する部分を除いて、認める。Y1とY2のその余の申立は全て退けられる。」

3 検討

3-1 本判決の検討

まず、本判決そのものについて検討したい。

3-1-1 比較対象

以下では、動画投稿共有サイトの管理運営者についてセーフハーバの適用の有無を論じた裁判例を比較対象として取り上げて、本判決を検討していきたい。

比較対象をこのような形で絞り込む理由は、大きく3つある。

第1の理由としては、動画投稿共有サイトに関する判決が、セーフハーバを巡るこれまでの議論の現時点における集大成と呼ぶにふさわしいと考えるからだ。動画投稿共有サイトは、一見すると新しいサービスのように見えるが、その実は、インターネット以前のパソコン通信の時代から存在する電子掲示板の発展系に過ぎない²⁴。電子掲示板における記事（主としてテキスト）が、動画に置き換わったと考えれば良いだろう。そして電子掲示板こそ、DMCA制定当時にイメージされていたインターネット・サービスのひとつに他ならない²⁵。つまり、動画投稿共有サイトに関するセ

²⁴ 摘稿「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害(3・完)―民事責任に関する日米裁判例の比較検討―」知的財産法政策学研究36号(2011)121頁参照。

²⁵ 摘稿「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害(1)―民事責任に関する日米

ーフハーバの議論は、電子掲示板に関するセーフハーバの議論に連なるから、結果としてそれは、DMCA制定時以来の伝統的な議論のひとつの到達点ということができるだろう。事実、本判決は、そこかしこで、動画投稿共有サイトに関する裁判例を参照、引用している。

第2の理由は、影響力の大きさである。今や、動画投稿共有サイトは、インターネット上で、最もポピュラーなサービスのひとつに数えられよう²⁶。それ程ポピュラーなサービスの管理運営者に、DMCAのセーフハーバが適用されるのか否か、また適用された場合、どういった形になるのかは、あらゆるインターネット関連サービスの今後に、大きな影響を与えることだろう。

第3の理由は、他の2つのように本質的なものではなくて、便宜的なものである。筆者は、以前本誌で、動画投稿共有サイトの管理運営者とセーフハーバの関係について詳細な分析を行った²⁷。そこで、筆者としては、分析と参照の容易さの点から、従前の研究成果を活かしたいと考えている。

以上のような理由から、本稿では、動画投稿共有サイトの管理運営者について、セーフハーバの適用の有無を論じた裁判例を、本判決との比較対象として取り上げることとする。具体的には、Io事件判決、UMG事件判決（地裁および控訴裁²⁸）、Viacom事件判決（地裁および控訴裁²⁹）の5つである。（なお、UMG事件控訴裁判決とViacom事件控訴裁判決は、前記拙稿公刊後の判決であり、前記拙稿の検討対象ではないので、本稿末尾に「補遺」として、それぞれのポイントについて簡単に触れておきたい。）したがって、以降「従来の裁判例」というときは、特に断りのない限り、これらの5つの判決を指すものとする。

裁判例の比較検討一 知的財産法政策学研究33号（2011）134～136頁参照。

²⁶ YouTubeにアップロードされる動画は、1分間に72時間に上り、8億人のユーザーが視聴している動画の合計時間は、毎月30億時間以上になる旨が発表されている [<http://youtubejpblog.blogspot.jp/2012/05/youtube-7-1-72.html>]。

²⁷ 拙稿「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害―民事責任に関する日米裁判例の比較検討一」知的財産法政策学研究33号・35号・36号（2011）参照。

²⁸ UMG Recordings v. Shelter Capital Partners, 667 F.3d 1022 (9th Cir. 2011)

²⁹ Viacom Int'l, Inc. v. YouTube, Inc., 676 F.3d 19 (2d Cir. 2012)

3-1-2 DMCAのセーフハーバ

本判決で議論となった、512(c)条と512(d)条のセーフハーバについて、簡単に触れておこう³⁰。

512(c)条は、「サービス・プロバイダによってまたはサービス・プロバイダのために、管理または運営されているシステムまたはネットワーク上に、ユーザの指示に基づいて素材が蓄積され存在していることを理由とする著作権侵害」が問題となった場合に適用され得るセーフハーバ規定である³¹。典型例をあげれば、電子掲示板や動画投稿サイトの管理運営者、webサイトのホスティング業者などがこのセーフハーバの適用対象となり得る。このセーフハーバが適用されるための条件を簡潔に列挙すると、次のようになり、サービス・プロバイダは、①から④の全てを満たさないとセーフハーバによる保護を受けることができない³²。

- ① 512(k) (1) (B)条の「サービス・プロバイダ」の定義に合致すること
- ② 以下の(a)と(b)とをともに満足する適格サービス・プロバイダであること
 - (a) 標準的技術手段に適応しかつ阻害しないこと
 - (b) 反復的侵害者対処ポリシーを実践していること

³⁰ 詳細は、拙稿・前掲注25)参照。また、田村善之「検索サイトをめぐる著作権法上の諸問題(1)―寄与侵害、間接侵害、フェア・ユース、引用等―」知的財産法政策学研究16号（2007）106～114頁参照。

³¹ なお、セーフハーバ規定はいざれも、著作権侵害についての従来の判例法理を変更するものではないから、「ユーザの指示に基づいて素材が蓄積され存在していることを理由とする著作権侵害」についてのセーフハーバ規定があるからといって、そのような場合は、常にサービス・プロバイダが著作権侵害責任を負うことを意味するものではない〔拙稿・前掲注25〕139～140頁参照〕。仮に責任を負うことになったとした場合も、セーフハーバによって保護されるという趣旨である。同様のことは、512(d)条についてもいえる。

³² なお、サービス・プロバイダが、(被疑)侵害素材を、削除またはアクセス不可能としたことを理由として、情報発信者に対して負うべき責任からのセーフハーバとして、反対通知や素材の復活に関する手続きが512(g)条に定められている。本稿とは直接の関係がないので省略する。

③以下の(c)または(d)のいずれかであること

(c) 下記(i)～(iii)の全てを満たすこと

- (i) システムやネットワーク上の素材または素材を用いた行為が侵害であることについて現実の認識を有していない
- (ii) 侵害行為を明白とする事実や状況（以下、危険信号）を認識していない
- (iii) DMCAに準拠した侵害を主張する通知³³を受領していない
(DMCA準拠通知を受け取る窓口を定め、公表することなどを含む)

(d) (c)を満たさない場合（すなわち、上記(i)～(iii)のいずれかを満たさない場合）問題となっている素材を迅速に削除またはアクセス不可能とする

④以下の(e)または(f)のいずれかであること

(e) 侵害行為の管理権・能力を有しない

(f) 侵害行為の管理権・能力を有するが、侵害行為に直接的に帰する金錢的な利益を受領していない

512(d)条は、「サービス・プロバイダが、情報探知ツール（ディレクトリー、インデックス、リファレンス、ポインターまたはハイパーテキストを含む）を使用することによって、ユーザに、侵害素材や侵害行為を含むオンライン上の場所への参照やリンクを提供することを理由とする著作権侵害」が問題となった場合に適用され得るセーフハーバを規定している。このセーフハーバが適用され得る場合には、検索サービスやリンク集などが含まれる。

このセーフハーバが適用されるための条件も、原則上記の①から④と同様であって——ただし、通知を受けて、削除やアクセス解除を求められるのは、侵害素材への参照やリンクである——それらの全てを満たさないと、

³³ 具体的には、512(c)(3)条参照。なお、サービス・プロバイダが、現実の認識や危険信号の認識を有するか否かを判断する際に、原則として、非準拠通知の受領を考慮してはいけない旨が、512(c)(3)(B)条に定められている。

サービス・プロバイダはセーフハーバによる保護を受けることができない。

以上のように、512(c)条と512(d)条のセーフハーバによる保護を受けるための条件はかなり複雑である。ただ、これらの条件の内、従来の裁判例で、その満足性がしばしば主要な争点となったのは、上記②(b)ならびに③(c)(i)および(ii)であった。これには、もっともな理由がある。

まず、反復的侵害者対処ポリシーの実践（②(b)）が問題となるのは、次のような理由による。すなわち、一般に、訴訟にまで至るようなサービスの場合、侵害素材・行為が、そこそこに散見されるのが常であるが、このことは、権利者の視点で考えれば、侵害の常習者がサービスを利用していることの証左に他ならない。結果、権利者は、サービス・プロバイダが反復的侵害者対処ポリシーを適切に実践していない、という主張を行うようになる。

次の、現実の認識や危険信号の認識の有無（③(c)(i)および(ii)）が問題になる理由は、若干複雑である。現在では、多くのサービス・プロバイダがDMCAの手続きを熟知している。そのため、侵害素材³⁴の削除を求める通知を受領すれば、速やかにそれを実行する。しかし、そのときに削除されるのは通知された素材に限られ、通知されないものが削除されることはまずなく、それらはそのままとなる。しかしながら、権利者の視点で考えると、サービス上に、侵害素材や行為が散見される以上、サービス・プロバイダは現実の認識または少なくとも危険信号の認識を有しているはずであるから、削除通知に列挙されていない侵害素材についてそのままにしているということは、認識があるのに迅速に削除していないということに他ならない。この点を明確にするために、権利者は、サービス・プロバイダが、現実の認識または危険信号の認識を有していることを証明しようとするのである。

本件でも、上記の2点、すなわち、反復的侵害者対処ポリシーが合理的に実践されているか（判旨2-3-1 (1)）、そして、侵害素材や行為を現実に認識しているか、少なくともそれらについての危険信号を認識しているか（判旨2-3-1 (3)）が、争われた。しかしながら、本判決で注目すべき点はそこではない。なぜなら確かに、これらの点についても争われた

³⁴ 正確にはこの場合は、被疑侵害素材であろう。

が、そこで示された裁判所の判断は、後述するように、従来の裁判例と整合的なものであって、新味はなかったからである。むしろ本判決の注目点は、Y1には、ユーザのロッカーから、権利者が問題とする素材を削除する必要があるのか否かという点であったといえよう。

なお、一旦セーフハーバの適用が認められると、サービス・プロバイダは、著作権侵害に関して、損害賠償その他の金銭的な支払い責任を一切負わない。もっとも、セーフハーバの適用があつても、512(j)(1)(A)(i)～(iii)条に定められた態様での差止命令がサービス・プロバイダに発せられる可能性はある。しかしながら、裁判所によって特定された素材へのアクセス停止（同(i)条）や、同じく特定されたユーザへのサービス提供停止（同(ii)条）は、セーフハーバの適用を受けることのできるサービス・プロバイダなら、ルーチンとして行っている業務（DMCA準拠通知で特定された素材の削除および反復的侵害者のアカウント解除）と同種もしくはその延長線上のものであるから、そもそも、そういった命令が発せられる余地はない。また、仮に命令が発せられたとしても、その実行はルーチン業務の一環として対応可能であろう。さらに、同(iii)条は、侵害の予防や停止のために裁判所が必要と考える差止命令を発し得る旨を定める、いわゆるバスケット条項であるが、同条但し書き、および512(j)(2)条の規定によって、裁判所は、サービス・プロバイダの負担をできる限り少なくすることが求められているため、同(iii)条を元に、過大な差止命令が発せられる現実的 possibility も低いといえよう。

3-1-3 論旨の流れ

先に見たように、セーフハーバの保護は強力である。そのため、セーフハーバによって保護されることが明らかとなれば、そもそもサービス・プロバイダに著作権侵害責任が生じるのか否かを論じる必要は、ほとんどないといえる。

結果、本来なら、サービス・プロバイダが著作権侵害責任を負うことを明らかにした後に、セーフハーバによる保護の有無を論じるのが、検討の筋であろうが、訴訟経済の点からか、従来の裁判例では、まず、セーフハーバの適用の有無が論じられてきた。そして、仮にセーフハーバの適用があるとなった場合は、そこで検討は終了し、一方適用がないとなった場合

は、ではそもそも著作権侵害責任があつたか否かを判断する、という具合に検討が進められがちであった³⁵。

この点、判旨からも明らかなように、本判決も、まず、セーフハーバの適用の有無を論じた上で、その適用がない部分について、Y1が著作権侵害責任を負うか否かを検討するという流れになっている。この流れは別段特殊なものではなくて、従来の裁判例の傾向と整合的なものと評価することができよう。

3-1-4 セーフハーバの適用可能性

そもそも、セーフハーバが適用されるためには、サービス・プロバイダの提供するサービスが、512(a)～(d)条に定められた4つの類型のいずれかに該当しなければならない。この点、Y1の提供するロッカー・サービス（MP3tunes.com）は、ユーザの指示によって素材をシステム上に蓄積するものであつて、512(c)条が前提とするサービスに該当するし、Y1が提供するリンク・サービス（Sideload.com）は、ユーザにリンクを提供するものであつて、512(d)条が前提とするサービスそのものである。そのためか、本判決は、いずれのセーフハーバについても、特に理由を論じることなく、その適用を肯定している。

512(c)条および(d)条のセーフハーバの適用を受けるために、Y1は、512(k)(1)(B)条の「サービス・プロバイダ」の定義に合致しなければならない。同条は、「オンライン・サービスもしくはネットワーク・アクセスのプロバイダ、または、そのための施設のオペレーター」をサービス・プロバイダと定義しているが、ロッカー・サービスやリンク・サービスの提供者であるY1が、この定義に合致することは明らかだろう。

もっとも、全てのサービス・プロバイダがセーフハーバの保護に適格なわけではなく、

³⁵ 描稿・前掲注25)140頁参照。なお、本稿で従来の裁判例として取り上げた5つの裁判例の内、Viacom事件控訴裁判決を除き、正式事実審理省略判決によって、サービス・プロバイダがセーフハーバ規定によって保護されることを認めているが、トライアルに進まないと、セーフハーバによって保護されるかどうかが不明な場合も当然あろう。関連して、田村・前掲注30)128頁注(60)参照。

- (a) 標準的技術的手段に適応しかつ阻害していないこと
- (b) 反復的侵害者対処ポリシーを実践していること

の両者を満足させなければならない。

この点、標準的技術手段については、「オープンかつ公平で自主的な多産業間標準化手続きを経た、著作権者およびサービス・プロバイダ間での広範な合意に基づいて開発されたもの」などの限定が付されている。そのため、このような意味での標準的技術手段は現時点では存在しないといえようから、上記(a)は、実際には機能していないといえる。

反復的侵害者対処ポリシーの実践については、次項で検討する。

3-1-5 反復的侵害者対処ポリシーの実践、現実および危険信号の認識

ならびに侵害行為の管理とそこからの利益

反復的侵害者対処ポリシーの実践の有無と、現実および危険信号の認識の有無、ならびに侵害行為の管理とそこからの利益享受の有無に関する、本判決の論旨も、従来の裁判例のそれらと概ね整合するものといえる。

反復的侵害者対処ポリシーについては、CCBill事件判決の3条件（判旨2-3-1 (1) 参照）を満たし³⁶、一定の対応を行っていれば、その具体的な内容については、サービス・プロバイダの裁量を広く認めるというのが、従来の裁判例の傾向であった³⁷。例えば、Io事件判決では、メールアドレスでしかユーザー認証を行っていないため、仮に、反復的侵害者としてサービスを解約されたユーザーが、メールアドレスを変えて再び利用登録を行っても、それに気づかないような利用登録システムについても、裁判所は特段問題ありとはしなかった³⁸。この点本判決では、Y1がCCBill事件判決の3条件を満足していることを確認した上で、ロッカーを他者とのファイ

³⁶ CCBill事件判決の3条件のひとつに「削除通知に対応するシステムを有していること」があるが、削除通知に対応するためには、その前提として、DMCA準拠通知を受け取る窓口を定めて公表することなどが求められる。したがって、CCBill事件判決の3条件を満足するということは、DMCA準拠通知を受け取る窓口を定めて公表などする、という条件も（ほぼ）満足することになる。

³⁷ 拙稿・前掲注25)144~145頁参照。

³⁸ 拙稿・前掲注25)108頁および111頁参照。

ル共有に利用していた悪質なユーザーを現に解約していたことをあげて、Y1がポリシーを合理的に実践していたことを肯定した。

反復的侵害者対処ポリシーに関する本判決の説示中で興味深いのは、無許諾でアップロードされている楽曲をユーザーがダウンロードする行為を著作権侵害と捉えながらも（詳細は後述）、そのようなユーザーに対しては、反復的侵害者として対処する必要はない、と判断した点であろう。反復的侵害者について、「反復」という言葉に着目して、字義的に捉えるのではなくて、その趣旨に照らして解釈したという点で、今後の参考になろう。

現実の認識については、具体的に特定された侵害についての認識でなければならないとする点³⁹、また、危険信号の認識についても、サービス上で侵害行為が横行しているという一般的な認識では十分ではないとする点⁴⁰のいずれも、従来の裁判例が一貫して述べてきたところであるが、本判決の論旨も、これらを踏襲したものとなっている。

最後に、侵害行為の管理とそこからの金銭的利益享受の有無についても、サービス・プロバイダが自身のシステムを管理運営する権限や能力を有する程度では侵害行為を管理できたとはいはず、また、侵害行為の寡多と直接関わらない定額の使用料をサービス・プロバイダが受け取っているだけでは、金銭的利益を享受しているとはいえないとする、従来の裁判例の考え方⁴¹に沿う判断となっている。

3-1-6 削除通知を受けた迅速な削除

結局、本件の一番の争点は、削除通知を受けて迅速な削除を行ったといえるか否かに帰着する⁴²。ただ、ここで注意すべきは、「削除通知を受けて迅速な削除を行ったか」という問いには、本件の場合、2つの意味が含まれている点であろう。

ひとつは、削除通知を受け取った場合、そこに特定されているもののみ

³⁹ 拙稿・前掲注25)148~149頁参照。

⁴⁰ 拙稿・前掲注25)149~150頁参照。

⁴¹ 拙稿・前掲注25)150~152頁参照。

⁴² なお、「削除通知を受けて迅速な削除を行った」かを問う当然の前提として、DMCA準拠通知を受け取る窓口を定めて公表していることが必要となる。

を削除すればそれで事足りるのか、という問題であり、従来の裁判例でも頻繁に議論されてきた点である。例えば、削除通知中に特定された侵害素材と類似のものはないのか、サービス・プロバイダが検索して、発見したら削除する、そこまで求められるのではないかとか、権利者が送ってきた当該権利者の「著作物一覧」を参照して、そこに列挙されている著作物について、権利侵害している素材の存在を、サービス・プロバイダが検索して削除する必要があるのではないか、などが問題となってきた。しかしながら、従前の裁判例では、DMCAがサービス・プロバイダに積極的な調査義務を課していない以上、サービス・プロバイダ側で何らかの調査をして侵害を発見し、削除することは求められない、と、常に結論づけられてきた⁴³。この点は、本件でも変わることろはない。したがって、Y1は、本件特定通知を受けた後、そこに列挙されているものと類似する侵害素材を探し出して削除したり、また、本件非特定通知に列挙されているアーティスト名でサービスを検索して、侵害素材を発見して削除するような必要はない、というのが、順当な結論になる。

「削除通知を受けて迅速な削除を行ったか」が意味する今ひとつつの問題は、削除通知で特定されたリンクからサイド・ロードされた楽曲（の複製物）を、Y1がユーザのロッカーから削除したかどうかという、ロッカー・サービスならではの問題である。もっとも、この問題に対する本判決の結論は、Y1が提供するサービスの機能と密接に関連している。

この点、例えば、Sideload.com 同様のリンク集サービスと、MP3tunes.com 同様のロッカー・サービスを提供するものの、サイド・ロード機能は提供していないサービス・プロバイダを仮に想定してもらいたい。そして、権利者が削除通知中に、侵害サイトのURLを列挙していたとする。この場合、サービス・プロバイダに対して、リンク集から侵害サイトのURLの削除を求めるのは当然として、それら侵害サイトから、ユーザがダウンロードして自身のロッカーに保存した楽曲の削除を求めるはどうだろうか。ユーザが侵害サイトを訪れたかどうか、そこから楽曲をダウンロードしたかどうか、そしてロッカーに保存されている楽曲が前記ダウンロードしたものといえるのかどうか、そのいずれについてもサービス・プロバイダとし

⁴³ 拙稿・前掲注25)148~150頁参照。

ては知る術がない。そのため、権利者からの具体的な特定がないままに、ロッカーからの削除を求ることは、サービス・プロバイダに無理を強いていることに他ならないだろう。

しかしながら、Y1のシステムは、サイド・ロード機能を有していたため、ユーザが、どのサイトを訪れ、どのようなファイルを自身のロッカーに保存したかを把握することが可能であり、かつ、Y1はそれを記録していた⁴⁴。したがって、その記録をたどれば、ユーザが、侵害サイトからどの楽曲をダウンロードして、自身のロッカーに保存したのかを確認することができ、必要ならばロッカーから問題の楽曲を削除することも可能であった。

ただ、機能として可能であることと、それをY1が行わなければならぬのかということとは、別物である。既に見たように、従来の裁判例では、サービス・プロバイダ側で何らかの調査をして侵害を発見し削除するこまでは求められない、と結論づけられてきた⁴⁵。そして、サイド・ロードの記録をたどることは、その調査に含まれるのではないか、というのがY1の主張であった。この点、裁判所は、仮にそれを「調査」と位置づけると、権利者側では、サービス・プロバイダが実際に削除を行ってくれるような有効な削除通知を発することが極めて困難になるとして、Y1の主張を退けた。裁判所は、サービス・プロバイダのサーバ上に保存されているファイルに誰でもアクセスできる——結果、権利者が内容をチェックできる——YouTubeのようなサービスと、サーバ上に保存されているファイルにアクセスできるのは、それを保存したユーザとサービス・プロバイダに限られる——結果、権利者は、通常では内容のチェックができない——ロッカー・サービスとを切り分けたのである。そして、裁判所は、

「Y1のようなサービス・プロバイダが、ユーザに対して、インターネット上にアップされている著作物を検索し、それを自身の個人アカウントに保存可能とする場合、Y1がDMCAの保護を得るために、(1)保存された著作物が元あったサイトとそのwebアドレスを記録し、(2)著作権者が、その他の点ではDMCAに準拠した通知によって、元

⁴⁴ なぜ、記録していたのかは不明である。

⁴⁵ 拙稿・前掲注25)148~150頁参照。

あつたサイトを特定するならば削除する、ことをしなければならない。」

旨を説示した。

もっとも、この説示は、Y1のサービスを離れると問題含みである。すなわち、仮にサイド・ロード機能を提供していても、その記録を残していないサービス・プロバイダがあつたとした場合、記録を残すことが、セーフハーバで保護される条件として求められているように解されるからである。DMCAのいずれの条文からも読み取り得ない、そのような条件をサービス・プロバイダに課すことが果たして認められるのであろうか。また、仮に認められるとしても、ではサービス・プロバイダはいつまでその記録を保持しなければならないのか⁴⁶。さらにいえば、この説示の（いわゆる）射程は、ロッカー・サービスと検索サービスを一体化して提供するY1のようなサービス・プロバイダのみに限られるのか、それともそうではないのか。この点は、後ほど改めて検討したい。

3-1-7 直接侵害の認定

本判決において、著作権の直接侵害は、2つの場面で問題となっている。ひとつは、サービス・プロバイダの二次的侵害責任を基礎づける場面である。二次的侵害責任を証明するためには、まず、直接侵害の存在を証明しなければならない⁴⁷。本件では、楽曲を無許諾でアップロードしているサイトから、ロッカーにサイド・ロード（複製）するユーザの行為が直接侵害とされた。

ユーザによるサイド・ロードは、多くの場合、私的使用目的であろうが、周知のように、米国著作権法は、我が国著作権法とは異なり、私的使用目的の複製が適法であることを明示する権利制限規定を有していない。では、私的使用目的の複製であっても全て違法になるのかといえばそうではなくて、フェア・ユース規定（米国著作権法107条）に照らして、フェア・

⁴⁶ 本判決ではこの点は問題となっていないが、実際には、かなり大きな問題のはずである。

⁴⁷ 山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識 第2版』（太田出版・2008）231～232頁参照。

ユースか否か、すなわち適法か否かを判断することになる。この点、フェア・ユースはケース・バイ・ケースの判断であるから、結果、私的使用目的の複製であっても、フェア・ユースとなる場合とならない場合があることになる⁴⁸。しかしながら、本判決の場合は、当事者が主張しなかつたためであろうが、ユーザによる前記のようなサイド・ロードが、フェア・ユースに当たるか否かは、一切検討されていない⁴⁹。

本判決において、著作権の直接侵害が問題となっている第二の場面は、Y1について、公の実演権侵害が成立するか否かを判断する場面である。もっとも、この判断に関する説示を理解するためには、2つの予備知識が必要となる。その第1は、なぜ公の実演権が問題なのかであり、第2は、なぜ直接侵害が問題となるのかである。

まず、そもそもの問題として、米国には、我が国でいうところの公衆送信権と銘打った権利は存在しないため、本件で問題となったもののうち音楽著作物についての放送や公衆送信は——送った先に複製物を作成することを前提としない場合⁵⁰——公の実演権の範疇となる⁵¹。

⁴⁸ 山本・前掲注47)117～118頁および山本隆司編：山本隆司＝奥邸弘司『フェア・ユースの考え方』（太田出版・2010）36～41頁参照。

⁴⁹ もっとも、無許諾でインターネットにアップロードされているファイルを、私的使用目的でダウンロードすることが、フェア・ユースに当たる可能性は低いといわざるを得ない。

⁵⁰ 前提とする場合は、頒布権の問題となる。山本・前掲注47)88頁参照。

⁵¹ 米国著作権法106条は、公の実演権について次のように規定する。

「…本法に基づく著作権者は、下記のいずれについても、自ら行い、かつ、他人に行わせる排他的権利を有する。

…

(4) 言語作品、音楽作品、演劇作品、舞蹈作品、パントマイム、および映画
その他の視聴覚作品の場合、著作物を公に実演すること」

したがって、図形作品、絵画作品、彫刻作品および録音物については、公の実演権の対象とはならない。

なお、定義規定である101条によれば、「実演する」および「公に」実演する、の意味は以下のとおりとなる。

「作品を『実演する』とは、直接的に、または、何らかの装置または手段を用いて、作品を朗読し、表現し、演奏し、踊り、上演することを意味する。なお、

映画その他の視聴覚著作物の場合は、それを連続的に見せ、または、それに付随する音楽を再生することを含む。」

「作品を『公に』実演または展示するとは、

(1)公衆に開かれた場所または、家族や家族の社会的な知己の通常の集まりを超えた、かなりの数の人間が集まった場所で、著作物を実演または展示すること

または

(2)当該著作物の実演または展示を、(1)にあげた場所または公衆に向けて、送信またはその他の伝達を行うこと、である。なお、そのような送信または伝達は、いかなる装置または手段によることも可能であり、実演または展示を受け取ることが可能な公衆の構成員が、当該実演または展示を、同じ場所で受け取るか、離れた場所で受け取るか、さらには同時に受け取るか、異時に受け取るか、は関係がない。」

『公に』実演の定義中の(2)によって、実演を送信その他伝達する場合が、実演に含まれるため、放送や公衆向けのインターネット送信なども、公の実演権の対象となる。

ところで、録音物については、106(4)条の公の実演権の対象ではないが、106(6)条によって「録音物の場合、デジタル音声送信を用いて、著作物を公に実演すること」に対する排他的権利が認められている。もっとも、114(d)条によって権利は制限されており、許諾権として機能するのはインタラクティブ・サービスの場合のみである。

また、106(5)条は、公の展示権を次のように規定している。

「言語作品、音楽作品、演劇作品、舞踏作品、パントマイム、および図形作品、絵画作品、または彫刻作品（映画その他の視聴覚作品の個別の映像を含む）の場合、著作物を公に展示すること」

そして、101条によれば

「作品を『展示する』とは、直接的に、または、フィルムやスライド、テレビジョン映像、その他の装置や手段によって、作品の複製物を見せるることを意味する。なお、映画その他の視聴覚作品の場合は、個々の映像を、非連続的に見せることも含む。」

と規定されている。

そして、『公に』展示の意味は、上記の『公に』実演の場合に等しいので、公の実演権の対象とならない図形作品や絵画作品や彫刻作品について、放送や公衆向けのインターネット送信を行うことは、公の展示権の対象となり得ることになる。（もちろん、公の実演権の対象となるものについても、「実演」ではなくて「展示」

次に、なぜ直接侵害が問題となるかであるが、これには、Cablevision事件控訴裁判決が関係している⁵²。Cablevision事件では、テレビ番組をサーバ上に録画できるシステムをユーザに使用させるサービスを提供することが、サービス提供者による著作権の直接侵害となるか否かが問題となつた。ところで、こういったサービスの提供が問題となる場合、通常なら、ユーザによるシステムの利用が著作権の直接侵害になるか、そしてサービス提供者は二次的侵害となるかが、争われるはずであり、なぜ、サービス提供者の直接侵害が問題になったのであろうか。それは、Cablevision事件においては、原告（テレビ番組の権利者）と被告（サービス提供者）の間で、二次的侵害責任については争点としない旨が取り決められたからであった。そのため、サービス提供者の直接侵害が問題とされたのである。

裁判所は、複製権については、ユーザの指示で録画を行うような機器を設置・管理・運用して、ユーザに使用させているだけでは、サービス提供者に、複製に向けた「意思ある行為（volitional conduct）」が存在するとはいえないから、複製権の直接侵害は認められないとの判断を示した⁵³。一方、サーバに録画した番組を、ユーザが再生指示した際に生じる、サーバからユーザへの送信が公の実演権を侵害するか否かに関して、裁判所は、仮に、サービス提供者が送信をしたと評価したとしても、それは公の実演には当たらないと結論づけた。なぜなら、個々の送信は、個々のユーザが作成したユーザ専用の複製物——仮に、複数のユーザが同一番組を録画した場合も、録画ファイルは共有されず、各ユーザ専用の記録領域に、同一番組の録画ファイルが併存する仕組みであった——から作成される送信であり、送信の受け手は個々のユーザであって、複製物（=送信）とユーザの間は1対1関係になっているからである、との解釈を示したのである

する場合は、公の展示権の対象となる。）

⁵² Cablevision事件控訴裁判決については、拙稿「判批」SOFTIC LAW NEWS 117号（2008）1頁以降（会員誌）、矢野敏樹「判批」パテント62卷9号（2009）84頁以降および左貝裕希子「米国Cablevision判決と日本の著作権侵害責任に対する考え方」InfoCom REVIEW 49号（2009）37頁以降参照。また、簡単なまとめとして、拙稿「判批」アメリカ法2011年2号601頁以降も参照。

⁵³ この考え方に対しては、批判も強い。Nimmer on Copyright § 13.08 [C]

る⁵⁴。

本件におけるXの主張は、このCablevision事件控訴裁判決の、公の実演権侵害に関する説示を、いわば反対解釈したようなものであった。すなわち、同判決は、ある複製物から作成された送信の受け手が公衆でないならば公の実演権の直接侵害には当たらない、とするものであったから、それを裏返して、Y1のシステムでは、CAS技術により、同一のファイルがシステム上複数記録されることはないから、ユーザに対する送信は、Cablevision事件の場合のような1対1にはなっておらず、Y1は公の実演権を侵害していると主張したのである。これに対して本判決は、CAS技術はデータ圧縮技術に過ぎないとして、いわば論理的なレベルで1対1関係を認め、その先の物理的な記録の在り方にまで踏み込みますに、公の実演権侵害を否定した。

この説示に対しては、本当に物理的なレベルまで考えなくて良いのか、という問題がありそうだが、仮に、物理的なレベルで見る、すなわち、1対1関係ではないということになったとしても、Xの主張のようになるとは限らない。なぜなら、それは、公の実演権侵害があったということまでは意味しても、それが誰による直接侵害であるのかまで、を当然に明らかにするものではないからである。XはCablevision事件控訴裁判決を裏返すことで、Y1による直接侵害であると主張したわけだが、同判決は直接侵害のみを論じるという変則的なものであったし、そもそもサービス提供者が送信を行っていたと認定したわけでもない。あくまでも、サービス提供者が送信を行ったと仮定して議論を進めているに過ぎない。つまり、送信を行っているのはユーザ、という結論も十分あり得た。したがって、本件の場合も、Y1と決めてかかる理由はないといわざるを得ないだろう。

3-2 一般的なロッカー・サービスに対する示唆

以上の検討を前提に、一般的なロッカー・サービスが、米国著作権法上どのように評価されるのかについて、本判決の示唆するところを明らかにしてみたい。

⁵⁴ この解釈に賛成するものとして、例えば、Nimmer on Copyright § 8.14 [C] [2]およびPatry on Copyright § 14:28。批判的なものとして、Goldstein on Copyright § 7.7.2.2b。

本判決のポイントを改めて整理すると、次の4点に要約されよう。すなわち、

- ① ロッカー・サービスの提供者は、DMCAのセーフハーバ (512(c)条)によって潜在的に保護され得ること、
- ② セーフハーバの保護を受けるための条件は、原則、従来の裁判例のそれと一致し、特に重要なのは、ロッカー・サービスの提供者が、特定の著作権侵害素材・行為について具体的に認識した場合、迅速に問題の素材を削除することである。なお、従来の裁判例では、サービス・プロバイダの側で何らかの探知を行わなければ発見できないような侵害素材や行為についての削除対応までは求められていないが、本件では、DMCAに準拠した削除通知に特定されたURL (をSideload.comより削除し、かつ、当該URL) から、ユーザがサイド・ロードを行い自身のロッカーに保存した楽曲についても削除すべきとされていること、
- ③ Y1の寄与侵害を基礎づけるユーザの直接侵害は、ユーザによる侵害サイトからのサイド・ロード (複製) であること、
- ④ サーバに、CAS技術を使用していたとしても、そのことのみによっては、公の実演権の直接侵害とはならないこと、

の4点である。

3-2-1 セーフハーバの適用可能性

ポイントの①は、全てのロッカー・サービスの提供者に当てはまるものである。既に見たように、セーフハーバによる保護を受けることとなった場合、サービス・プロバイダ (ここではロッカー・サービス提供者) は、著作権侵害責任を実質的に負わないことになるから、その意味するところは大きい。

言葉を換えれば、米国において、ロッcker・サービスの提供者に関する著作権侵害責任を論じる際には、提供者が、DMCAの定める条件を全て満足し、セーフハーバによって保護されるのか、それともいずれかの条件を満足しないために、セーフハーバによる保護を受けられないのかを、まず明らかにする必要があることになる。さらにいえば、ロッcker・サービスの提供者としては、DMCAが定める条件を全て満足すべく、システムを設

計、管理、運用することを心掛ければ、著作権侵害責任を課されることを懸念しなくてすむのである。

3-2-2 セーフハーバが適用されるために

では、ロッカー・サービス提供者は、セーフハーバの適用を受けるために、具体的に何をすれば良いのか。この点、ポイント②によれば、従来の裁判例がサービス・プロバイダに求めてきたものは、そつくりそのままロッカー・サービスの提供者にも求められることになる。もっとも、ここまでは順当なところだろう。問題は、ポイント②の後半部分、すなわち、ロッカーからの削除の部分である。

既に述べたように、ロッカーからの削除を求める本判決の説示は、従来の裁判例が求めてきたところとは異なり、その妥当性自体に議論があろう。また、仮に本判決の場合に、ロッカーからの削除が妥当だとしても、果たしてそれは一般化されるのだろうか。

本件の場合、Y1は、リンク集サービス（Sideload.com）とロッカー・サービス（MP3tunes.com）の両方を提供し、かつ、サイド・ロード機能を提供することで、両者を一体的に運用していた。しかしながら、そのような状況はむしろ特異なのであって、通常は、ロッカー・サービスを提供するだけであろう。そして何よりも、サイド・ロード機能やwebロード機能 자체が、ロッカー・サービスに一般的な機能とはいえず、ロッカー・サービスの提供者は、ユーザが、どのwebサイトからどのようなファイルをダウンロードしたのかを知り得ない。結果、ロッカー・サービスの提供者は、侵害素材をロッカーから削除せよといわれても、いずれのユーザのロッカーのどのファイルを削除すべきか、権利者が具体的に通知してくれるのを待たざるを得ない。一方で権利者にしても、それこそ、ディスカバリーでも実行しない限り、サービス提供者に通知を行うために必要な情報を入手することすらできない。つまり、ポイント②の、ロッckerからの削除の件は、一般的なロッcker・サービスには適用できない、ということになろう。

逆にいえば、そのような状態であるにもかかわらず、一般的なロッcker・サービスの提供者に、ユーザのロッckerから侵害ファイルを削除することまでを求めるのであれば、サービス提供者に、ユーザのロッckerを検索させ削除させる他はない。しかしながらそれは、従来の裁判例がサービ

ス・プロバイダに求めてきたところとは大きく異なるだけでなく、本判決の求めるところからも踏み込んだ対応となる。なぜなら、本件の場合、どこに侵害ファイルが保存されているかは既に記録されており、その記録をたどるというレベルでの対応であるのに対して、一般的なロッcker・サービスの場合は、どこに侵害ファイルが存在するかすら分かっておらず、積極的にユーザのロッckerの中を探索しなければならない、というレベルの対応となってしまうからである。

3-2-3 ユーザの行為は侵害か

ところで、仮に、一般的なロッcker・サービスの提供者が、何らかの理由で、セーフハーバの適用を受けられなかつたとしよう。そのような場合に、ロッcker・サービスの提供者は、著作権侵害責任を負うであろうか。

ここで最大のポイントとなってくるのは、ユーザの行為が直接侵害に当たるか否かである。ロッcker・サービスの提供者については、通常、著作権の二次的侵害責任が問題となるが⁵⁵、二次的侵害責任が成立するためには、基礎となる直接侵害が存在しなければならない。ロッcker・サービスの場合、それは、ユーザの行為が直接侵害に当たるか否かとイコールである。

この点、ポイント③を踏まえれば、インターネットに無断でアップロードされた著作物を、ユーザがロッckerに保存することは著作権侵害となろう。また、例えば、ロッckerに保存したファイルを、多数のユーザと共有することは、著作権侵害となろう⁵⁶。一方で、ユーザが適法に所有するフ

⁵⁵ なお、共有型ロッcker・サービスに関するPerfect 10, Inc. v. Megaupload Ltd., 2011 U.S. Dist. LEXIS 81931 (S.D. Cal. July 26, 2011)では、共有型ロッcker・サービスの提供者が、ユーザに違法なファイルの投稿を呼びかけ、かつ、多くのユーザがダウンロードするようなファイルを投稿した者に、報奨金を支払うような仕組みを採用していたことなどを勘案して、単なる受動的な導管ではなく、複製に向けた意思ある行為が存在するとして、サービス提供者に直接侵害を認めた。(寄与侵害および代位責任も認められている。)

⁵⁶ 注2)で指摘したように、パーソナル型ロッcker・サービスでも、ロッckerにアクセスするためのパスワードなどをユーザが他者と共有すると、ファイルの共有が可能となる。この場合、ファイルを共有可能としたユーザは著作権の直接侵害者と

アイルについて、自ら使用するためにロッカーに保存する、というロッカー・サービスの本来的な利用形態については、フェア・ユースとして、著作権侵害にならない可能性があり⁵⁷、その場合、ロッカー・サービスの提供者に二次的侵害責任が成立する可能性もなくなる。つまり、ロッカー・サービスの本来的な利用形態については、そもそも、ロッカー・サービスの提供者に二次的侵害責任は成立しないため、仮に、ロッカー・サービスの提供者がセーフハーバによる保護を受けられなかつたとしても、特段問題はないということになろう。

3-2-4 CAS技術と公の実演権の関係

なお、本判決のポイント④、すなわち、CAS技術を使用していたとしても、そのことのみによっては、公の実演権⁵⁸の直接侵害とはならない、という点については、それが妥当なものとして今後広く支持されるとするなら、ロッカー・サービスの提供者には、データ圧縮技術の選択肢が増えという意味で、福音ではある。

しかしながら、もしそれが広く支持されなかつたとしても、CAS技術を採用しなければ、それによる直接侵害の可能性を回避することが可能である。また、ロッカー・サービスの提供者がDMCAのセーフハーバの保護を受けている場合、CAS技術を使用したことで生じる公の実演権⁵⁹の直接侵害責任についても、責任を免れることとなるだろう。つまり、ポイント④については、一般的なロッcker・サービスの提供者にとって、それほど影響を与えるものではない、ということができるよう⁶⁰。

なり得る。なお、この場合に、ロッcker・サービスの提供者に例えれば寄与侵害が成立するかといえば、そのような状況を知っていたかまたは知り得べきであったかが、ポイントとなろう。

⁵⁷ 関連して山本編・前掲注48)40~41頁参照。

⁵⁸ 公の展示権についても同様であろう。

⁵⁹ 公の展示権についても同様であろう。

⁶⁰ なお、本件の場合、Cablevision事件とは異なり、ファイルのダウンロードも可能であったが、送信先に複製物を作成することを前提とする送信(=ダウンロード)の場合、公の実演権ではなくて頒布権の問題となる。本件では、頒布権侵害については争われていないが、忖度するに、ロッckerへの複製(=アップロード)同様に、

3-2-5 残された問題点

以上見てきたところによれば、一般的なロッcker・サービスの提供者は、DMCAの求めるところに従ってサービスを提供している限りにおいて、著作権侵害責任を問われる懸念はない、というのが、本判決の示唆するところといえよう。ただ、これでロッcker・サービスと著作権についての議論が全て終わったわけではない。当然残された問題点が存在する。

まず、そもそも本判決にどの程度依拠して良いのかの問題がある。確かに、従来の裁判例に照らして、本判決の論理と結論は手堅いものである、というのは既述のとおりであるが、そうはいっても本判決は地裁判決に過ぎない。果たして控訴裁や最高裁で、本判決の論理と結論が支持されるのか、それとも覆されるのかは、重要なポイントであろう。ただ、残念ながら、その点は難しくなってしまったかもしれない。報道によれば、2012年4月27日、Y1は連邦破産裁判所に対して、破産法第7章に基づく破産の申立を行ったとのことである。Y2の弁によれば、本件訴訟に多額の費用を費やしたことが破産申請の主因だそうだが⁶¹、いざれにしても、破産法第7章は、第11章(再生型)とは異なり精算型の破産である。そのため、Y1についての訴訟に関して、この先の展開は望めまい⁶²。

次に問題となってくるのは、セーフハーバに関する従来の裁判例の傾向が、今後も維持されるのか否かであろう。本判決の論理と結論は、従来の裁判例と概ね整合的であったが、そのことは、裏返せば、従来の裁判例の傾向に変化が生じたとき、本判決が示唆するところの有効性が失われることを意味する。従来の裁判例は、一貫して、サービス・プロバイダに「好意的」なものであったと評価できようが、今後、その点に変化はないのか。大いに注目する必要があろう。

3つ目の問題は、ロッckerからの削除についてである。すなわち、一般的なロッcker・サービスの提供者は、DMCA準拠通知を受け取った場合のみ、ユーザのロッckerから侵害ファイルを削除することで、本当に良いのかという点である。確かに、3-2-2で検討したように、それ以上を求め

ユーザによる行為として位置づけられたからであろうか。

⁶¹ <http://japan.cnet.com/news/business/35016953/?ref=rss>

⁶² もっとも、Y2に対する訴訟は継続している。

るのは、従来の裁判例とも整合せず、また、本判決の論理からも大きく踏み込む。しかしながらそれは、ロッカーにどれだけ侵害ファイルが存在しようとも、放置して良いということにはほとんど等しい。果たして、そのような状態を裁判所が良しとするのか。何らかの「工夫」がなされる余地も否定できないだろう。

4 おわりに

まとめると、本判決の論理は、従来の裁判例のそれらと十分に整合的であって、手堅いものである。そして、Y1のサービスは、著作権侵害責任を問われた場合、ロッカー・サービス業者にとってかなり分が悪く、逆にいえば、権利者にとって大いに分の良いものであったにもかかわらず、本判決は、Y1は極めて限定的な責任しか負わないとした。これらのことは、一般的なロッカー・サービスの提供者にとって、朗報に他ならない。言葉を換えれば、一般的なロッカー・サービスについては、DMCAのセーフハーバによる保護を受けるために必要な対応をとっておけば、米国著作権法上、深刻な問題が生じる可能性は少ない、ということになろう。もっとも、果たしてこの結論が、同種の裁判例によって支持され定着するかは、今後大いに注目する必要があろう。

日本において、一般的なロッカー・サービスの提供者が著作権法上どのように評価されるのかについては、冒頭にも触れたように、MYUTA事件判決との関係を検討する必要があろう。ただ、本判決の示唆するところによれば、より重要なのは、サービス・プロバイダの責任制限規定の適用如何であるようにも思われる。この点、我が国のプロバイダ責任制限法が、ロッカー・サービスに適用されるか否かがポイントとなってこようが、筆者はネガティブに捉えている。もっとも、この問題については、稿を改めて論じることしたい。

〔補遺〕

UMG事件控訴裁判決とViacom事件控訴裁判決について、簡単にそのポイントを紹介しておきたい。なお、結論を先にいえば、いずれの判決も、セーフハーバ規則の解釈に関して、従前の3つの判決(Io事件判決、UMG

事件地裁判決、Viacom事件地裁判決)と、基本的な考え方は異なっておらず、それら3つの判決が示す傾向と整合的である。そのことを前提とした上で、以下では、特徴のある部分のみ触れることとする。

UMG事件控訴裁判決

第9巡回区控訴裁は、被告である動画投稿共有サイトの管理運営者がDMCAのセーフハーバによって保護されたとして地裁の判断を支持した。

控訴裁で、原告は、①被告サイトの有する機能(サムネイルの作成機能、ファイルフォーマットの変更機能ならびにビデオファイルのストリーミングおよびダウンロード機能)は、「ユーザーの指示に基づいて」とはいえないため、512(c)条のセーフハーバの保護対象とはならないこと、②被告には、現実の認識または危険信号の認識があったこと、③被告は、侵害行為について管理権を有し、そこから直接的な金銭的利益を得ていたこと、の3点で、地裁の判断は間違っていたと主張したが、控訴裁はいずれの主張も退けた。

特に注目すべきは、前記③に関して、「サービス・プロバイダは、一般論として、侵害コンテンツを削除する法的権利と必要な技術を有しているであろう。しかし、特定の無許諾コンテンツについて気づくまでは、当該特定侵害物に対する自身の『能力と権限』を行使し得ないだろう。……512(c)条にいう『管理権と能力』は、プロバイダが認識している特定の侵害行為についての管理を必要とする」と判断したことであろう。

Viacom事件控訴裁判決

第2巡回区控訴裁は、被告である動画投稿共有サイトの管理運営者が、DMCAのセーフハーバによって保護されたとして地裁の正式事実審理省略判決を取り消し、事件を地裁に差し戻した。

控訴裁は、「地裁が、512(c)条のセーフハーバ〔筆者注：を失わせるために〕は、特定の侵害行為の認識または認知を必要とすると結論したことは正しかったが、地裁の正式事実審理省略判決は取り消す。なぜなら、被告のwebサイト上に特定の侵害行為が存在することを被告が認識または認知していた旨、合理的な陪審なら認定する可能性があるからである。さらに、地裁が『管理権および能力』規定は、『素材を特定する』レベルの

認識を必要とする、と解釈したことと間違だと判断する。最後に、問題となつたYouTubeのソフトウェアの機能の内、3つはユーザーによる蓄積『に基づいて』発生する侵害のためのセーフハーバの対象となるという地裁の判断を支持するが、4番目の機能【筆者注：他の事業者に投稿動画をライセンスに出す機能】については、さらなる事実認定のため差し戻す。旨、命じた。

この内、「被告のwebサイト上に特定の侵害行為が存在することを被告が認識または認知していた旨、合理的な陪審なら認定する可能性がある」とされたのは、被告社内での電子メールのやりとりで、それを窺わせるような記述があったことを理由としている。現実の認識や危険信号の認識とは、特定の侵害行為に関するものでなければならない、という従来の裁判例の傾向が変更されたものではない。また、「『管理権および能力』規定は、『素材を特定する』レベルの認識を必要とする」という地裁の判断は、UMG事件控訴裁判決（第9巡回区控訴裁）に倣つたものであるが、第2巡回区控訴裁は、それを誤りとした。ただ、システムを管理する権限や能力だけでは、「管理権および能力」とはいえない、とする従来の裁判例の見解は肯定している点は注目すべきだろう。

このように見えてくると、事実関係ゆえに、結論こそ覆つたものの、論理という点では、本稿で取り上げた、従来の裁判例の傾向と一致していると評価できよう。

なお、Viacom事件控訴裁判決では、侵害行為についての直接の認識に関して、willful blindness（故意の無知）の適用があり得ることが指摘され、その点についても地裁に差し戻されており、今後が注目される。詳細は、奥畠弘司・大江修子「Global-Tech Appliances, Inc., et al., v. SEB S.A. 合衆国最高裁判決について—Willful Blindnessに注目して—」知財研フォーラム89号（2012）59頁参照。

*本稿は、北海道大学大学院法学研究科で開催された知的財産法研究会〔2011年10月29日および2012年4月7日〕において報告した内容を、テーマにしたがって再構成し、小論としてまとめたものである。有益な示唆を与えてくださった両研究会の出席者の皆様に感謝したい。また何よりも、本稿を発表する機会を与えてくださつた田村善之先生には、心より感謝申し上げたい。